莠草年録

堤蟻叢書

八

836
209
3

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

堤蟻叢書

自嘉永庚戌
至癸丑七月

八

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

庚戌十二月廿九日伊勢ヶ殿ヶ直海谷吉左衛門石河土佐
佐々木備前戸川中務少輔ヶ渡
堤防拵ヶ
大森村地先小鈴木新田地先迄ヶ防堤ヶ大間所新堤ヶ
後先達ヶ相達ヶ候ヶ仕事ヶ仕事ヶ
ヶ所ヶ仕事ヶ兼用ヶ積ヶ以ヶ仕事ヶ
玉葉ヶ為ヶ建船ヶ堤ヶ
陸良ヶ出ヶ年ヶ大間所ヶ新堤ヶ
陸奥ヶ後ヶ風ヶ乱ヶ
陸奥ヶ後ヶ風ヶ乱ヶ

高野藏書

大正 9. 5. 27 購求

松平誠九郎ヶ相模野新田村地内視察後書場図下書案ヶ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

引渡候筈ニ付ては、拙者共ハ五艘拵亀ヶ崎ニ三艘拵
之儀増新規之建造仕候ハ
公儀市川を以御事務ニ
大目之儀ハ三月目一艘或ハ月目四艘毎月五艘拵
仕候ハ、其出格之筋を以、拵度旨、常為ニ当年銘ニ千貫目調合
某五百貫目ニ相成ル向者ハ之儀ハ御拵増ハ一ツ決ニ相成
ニ付右等ハ大目ニ御貸渡玉薬度ニ成ル之間一ツ宛
一浦賀表ニ千代崎ニ蒸気拵ハ三十艘拵ニ付ハ右ニ
付ハ之儀ハ者増人員玉薬ハ時増ハ之儀ハ原数ハ之間一ツ宛
ハ人ハ亦国家ハ御船之儀有様ハ形ニ大砲ハ相成ル筈ニ
船形艘ハ警造ハ 仕ハ船形員数ハ之儀ハ原数ハ御
相図ハ浦賀ニ相渡ル一ツ宛ハ十ツ宛ハ
辛亥正月廿八日 伊勢守殿 竹村長十郎
中務大輔殿
市谷殿
賞
大森彩四郎先大目町ニ警古場之儀ハ非常之節大目法
度御ハ之事用之儀を以御之建之者ニ付風説
仰出ル之ハ先ハ内海ハ無之筋ニ安房ハ者ハ一番ハ出来
拙一ツ宛計ハ中ニ

黒毛にて背おびたゞしく腹の海と続きたる馬鹿らたくさん
毒もなく毒もなく毒毒なく。神流くてびくびくする人の鼻
孔の穴清水師匠となりてこれを間と翁（ナリ）の長く長のを裏（三リ）の構え
赤つべて。而人なれば宣毛と黄ばみて青くなるえもうの形
形ちとうとうふふふ。の洛今ばかりなんとせい山のざま
下の方のきこと間と位置のみぐひ三毒とのしきの毒
下谷でいとうしやめよさくまもばかりしてうぐべてこれ
三四里の穴ときいたらんよせいこれ毒ともせんよ祈れた旨
平吉八年気ふるる鑑ハさらなるなくく大のそこ〻ぐ
係みまぐ〻コシと海毛八毛三毒を海八毛と言れる

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

信濃のくにせぐちつるぎの岳のふもとに
なぞ
たとえとりけて　婦人峠の大百
仏　黒部谷の
佐多ごの名
大百とりけ　えごの名
大家の葬式とりけ　佐多ごの大百と
婦人峠の大百とりけ　麻つくりの
おとうさの名をとりけ　婦人峠の三ポンド
弓前の道後とりけ　婦人峠の火葬
麻つくりの道後とりけ　婦人峠の
婦人の峠の
佐多ごのつる

さうおつんかるおつんかるとてひきまくらまくらの岳の
そやうとの事飯塚信濃の国の山奥なる山の
古人出来り誓言ふ　つぐちつとの名目
直四ぐ由なる横文字なる　ハ百とつのてみよ高石の
名とうそ下部橋上なるのべ　火夜道路ヨ岸砲の背
ものくとよそられば　悪ふなるぬ小豆の結戈手眼の
信濃中馬麻をつくりの美手これも結屋の敵の子よく
鮭の縁やらやつとのる城主　信濃となつる　松茸まぐ見とあるる
もなるさ原なる名人ふるとんるやとをえるる
さく　我もられもとつあらけたつ　母この文の婦人峠

割らべき。ボムハ見れもせたおのが姿ハ世界大海のうち
ふかきもつらびのつぶ〳〵ぶくのと海をとぶてナニポン
ドを十割まて巳ろを絵ゝらうえまへ。皆のみる
つゆ〳〵やゝ〳〵ちとなやまれえぜまあしさくまゞど
らぬかつゝナルヲ四方四方と近海ひ両国と海と
ともたゝらう絵ゝる廉の中ゝへたゞめゆくポカーン笑
いまやよ

ナ、つゝ恵ぶし

オーイ〳〵佐久ちゝ海ものゝ海ちゝ通てく
おられ風佐久海絵ゝ海ひ〳〵ちまの海てん海ひ〳〵

只ハ海ゝ海ゝられまもぬい海ちゝものゝ海ちゝ海ゝ
ア〳〵ゝ海ゝ海ゝ海ゝのゝ海ゝ海ゝ海

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 漢文文書所殺獲
一 寺社堂例
内
寺　二十五人
社　拾四人
堂　六人
一 同殺獲
内
寺　六人
社　五十五人
堂　五十七人
二百人

一 石塔表例殺獲
一 在丁陣家
内
二十八人
千四百五十人
四人
二人
一 同殺獲家
内
六百人
六百八十人
四百人
三千百二十五人
未詳
原文
以文
七文
二万三千百七十五人

六十六軒　但家
百十二軒　内家
一流死人　但男　百十人
一死人　内男四人　女六人　計十人
一怪我人　但男　九人
一疫年　去年
一流失、破損舟　百軍艘
但十六艘内、破損
一新田畑不足反数ヨケ破損　五十ケ所
去百歩　百三十四町

但長百六十四町ヨケ十四町
ヨ二百ケ去百歩ト

一橋破損　二ケ所
内
去ケ所
去ケ所
但弐百五十ケ所ト

一堤破損　百千三百七十歩
堤破損

一風損失
但去年二人四百ケ去百八四ケト

一例年　去百千三百六十歩
但去年ヨリ人四百ケ去百八四ケト
右之通法角申渡候ヘ共先ヶ但ヶ仕上ル田畑ヨリ荒元ヶ

[illegible]

世るの風俗をこゝに立て世の勢をいかが増長して[illegible]
ちが寄合て[illegible]人の[illegible]もしん[illegible]
[illegible]辻[illegible]をもゝ[illegible]なんぞ[illegible]
一人のり[illegible]

一さんきゝの武[illegible]方ハ[illegible]のさハぎて[illegible]中よりと[illegible]
[illegible]出格[illegible]の[illegible]世るの[illegible]
[illegible]利やうふるゝ[illegible]

土口亭青樓言葉

ぬしハふ〳〵きて　ちゑさえ
ふんなんしを　ちゑさえ
ふんいきをつが　ちゑ[illegible]
あらひせん　ちゑ[illegible]

ちんふ嵯〳〵
あらしをそよ　ちんや〳〵
ちゑ[illegible]
おすよ　[illegible]

いつそ[illegible]
[illegible]
やはらぎつるハ
[illegible]

世話客

一ものゝ〳〵みハかずゝ[illegible]ものゝふをきくハ世ゝ[illegible]
[illegible]とさゝぐるゝ迄[illegible]やくそやりきてせんめつゆふ[illegible]
[illegible]めつて四金の減るのハかーとかまゝず[illegible]直めつて
[illegible]とるゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ぬ[illegible]中[illegible]
[illegible]ゝ大きゝ[illegible]ぶつ云ゝ[illegible]て[illegible]
[illegible]
[illegible]業[illegible]とさゝくとゝハ[illegible]
[illegible]

[illegible]の[illegible]と
[illegible]ハさつてゐるゝ[illegible]下の[illegible]

[illegible]ずに[illegible]意[illegible]世[illegible]
[illegible]ちつゝ[illegible]ゝす[illegible]夢[illegible]
一[illegible]生[illegible]ちがひていゝ[illegible]ハ[illegible]へどゝる[illegible]
[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
の[illegible]で三ゝ年[illegible]ゝすてゝ[illegible]
ふいつゝ一度ハ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
けて狐狸の化し生[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
ゝあるめい迚[illegible]て再[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]
[illegible]家大平[illegible]家[illegible]安全

一長き日[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ[illegible]ゝ

一下ハなる〳〵ゆゑハなれ〳〵世の中ふるにそれハ行いるべし
九兵衛様氏地度ハ清度ふたつたハえ
一すかぬまハ長屋がゐふかゐいの屋てやんはやかーの
なるまつけ様ふ〳〵ぐん
一西家中ハそふ之上ゝ他家でハ家一ゝ戸ハなき上戸

相州小田原地震大久保長安書留　永六年癸丑二月二日
丑二月十九日島田番所新伊勢守様ゟ来出ス
先達而御届申上ル去二日巳上刻地震強ク小田原
城内外都而ゆゝ方強相州箱根ゟ駿河ゟ信濃家破損ス
一天守櫓附櫓共瓦落ス所〳〵大破
一二階櫓五ヶ所瓦落ス所〳〵大破
一平櫓壱ヶ所半潰
一渡櫓四ヶ所
内　弐ヶ所半潰
　　壱ヶ所大破
一多門櫓三ヶ所

内 寺不殊に法為
刹不中潰

一門拾刹不
内 三ヶ所中潰
三ヶ所欠
六ヶ所大破

一書家拾四ヶ家
内 三ヶ家法
刹不中潰
九ヶ家大破

一楊刹ヶ所大破

一本九二三九反編倒ニテ大破ニ付
一本九二三九反場所〻冨家存

一法国寺末寺六稱
内 刹稱 中潰
四稱 大破

一 二九反所寺法後所中潰

一 日不禁寺所光所寺

一 日所厩寺稱大破

一 日家創科新屋寺稱大破

一 日家智家新屋寺稱大破

一 三九法後家八稱并ニ三ヶ家
内 刹稱并ニ刹ヶ所法
六稱并ニ寺家中潰

一同家　土蔵　二棟
　内　二棟　焼
　　五棟　半焼
一二三丸外城土居并船倉家〻扇
一文武稽古所四棟
　内三棟焼
　　二棟大破
一堤内社四ヶ所
　内二ヶ所焼
　　二ヶ所半焼
一新宮寺ヶ所焼
一寺院ヶ所
　内五棟焼
　　三棟半焼
一小屋人長屋ヶ八棟

一侍屋敷土蔵八棟焼
一同計寺棟半焼
一〃拾計ヶ所焼
一〃石垣百八拾三ヶ所崩
一〃塀拾四ヶ所焼
一〃土蔵三拾ヶ所大破
　但内分侍屋敷長屋共家〻半破
一小侍人長屋二拾二棟
　内拾寺棟焼
　　十拾計棟半焼

一 三千五百七拾二株
内 拾九株洪
弓五拾七株中潰

一 東平作統善吉尊僧拾弓株中潰

一 改野長株長株大破

一 用米弓株八株大破

一 日家後家長株潰

一 厩長株大破

一 日家伯耆部長田弓株大破

一 大炮長僧三ヶ所破損

一 城下口〻市戸弓拾九ヶ所大破

一 糸曲騨出年貢石垣ヶ所ヶ所

一 佐野川信濃長株大破

一 潰手石垣三百拾五間

一 駒方出羽長株中洪

一 新宿出雲家西出家福頼根大共大破

一 日家柵不損

一 日家長垣弓拾五間家奉

一 根府川出雲家柵共倒損

一 日家石垣不損

一 矢倉沢雲不長口男江共大破

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一　日蓮宗札場損
一　家数百軒
一　家宅壱人所宅三位ニ付大破
一　仙石壱宇宗門ニ付平ニ不兵傾不レ大破
一　家柵百五拾間損
一　家石垣壱拾五間
一　家宅壱人所宅壱位ニ付半潰
一　谷ヶ村宗門上下ニ付損
一　家ニ付不レ地割
一　家柵拾五間倒ニ付不レ損

一　家石垣弐拾壱間
一　家宅壱軒
一　川舟宗門平ニ付大破
一　日蓮石垣不レ崩
一　日蓮柵不レ破
一　材木舟ニ付畑宿迄往還道破損弐拾壱間共
一　二子山迄往還ニ大石崩壊ニ付一旦通行難ニ付
一　往還兼戸破損ニ拾三ヶ所
　内　弐ヶ所拾九間
　　五ヶ所八間割
　　弐拾壱間石垣崩

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一 日林經屋七拾六ヶ所
一 日形返天百五拾本
一 日陰七ヶ所 陰石伐共所ノ板
一 堂宮ノ拾弐ヶ所
内 三拾五ヶ所 中伐
四拾七ヶ所 小伐
一 社家ノ新
内 三軒 中伐
三軒 小伐
一 日屋敷ノ樹 小伐
一 寺院本堂庫裏百四ヶ所

内 弐拾ヶ所 中伐
八拾四ヶ所 小伐
一 日ノ弐拾四ヶ所
内 弐拾ヶ所 中伐
四ヶ所 小伐
一 日七百拾六ノ樹
内 三樹 中伐
拾三樹 小伐
一 日新立共屋敷共三拾八ヶ所
内 弐拾三ヶ所 中伐
拾五ヶ所 小伐
一 日石垣屋敷五拾弐ヶ所
一 日垣屋敷弐拾七ヶ所

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一　日門家地代金拾七軒半
一　所家敷拾軒半
内　敷軒　内　代金馬拾匹
拾人扶持
一　日百三軒半
内　拾弐軒　内　代金馬拾匹
九拾三軒　人足拾匹
一　四百三拾軒　内　百七拾四軒　内　代金馬拾匹
敷百五拾六軒　人足拾匹
一　日五拾敷　敷拾人扶持

内　三拾五　内　代金馬拾匹
敷拾五軒　人足拾匹
一　日長屋敷百七拾六軒半
内　拾九軒　内　代金馬拾匹
六拾五軒　人足拾匹
一　日物置小屋共百六軒
但人足拾匹
一　日借我人百人
内　男敷人　内　代金馬拾匹
女百人
一　乗道二百拾五百間半
一　百姓家敷千敷百敷拾九軒

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

内八百九拾四軒 内
千四百七軒 半潰

一 四百五拾九軒
内八拾八軒 潰
四百三拾七軒 半潰

一 四百一拾九軒 内五百九拾九軒
内千九百八拾六軒 半潰
八百三軒 半潰

一 堰 流失千五百三拾六ヶ所
一 外山 并堤 通 七拾七ヶ所
内三拾九ヶ所 流失
三拾八ヶ所 破損

一 山崩 三百四拾七ヶ所
一 堤 流失三千九百八拾ヶ所
一 橋 往還道 五百七拾ヶ所
内九百六拾九ヶ所 流失
九百八拾七ヶ所 破損
一 橋 三百六拾七ヶ所
内百四拾九ヶ所 流失
八百九ヶ所 破損
一 川除 石垣 七千四百八拾七百流失破損
一 四千七百九拾九千四百八拾七百
内

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

弐千七百六拾三石　家数
九千七百拾八軒内
一　田籾出し七拾七ヶ所
一　田年出し弐百二拾五ヶ所
一　田石高出し四ヶ所
一　仏寺千六百弐拾八ヶ所　家数拾軒
一　石塔千六拾ヶ所　家数拾軒
一　子札場三ヶ所
一　家寄二拾六ヶ所
一　田畑荒所百ヶ所

一　牢屋人　内　男　女
一　死人弐百六人　内　男　女
一　無宿　四人
右之通百姓町家和尚山伏神主寺社
門番家来之内徒歩道案内者之儀
ハ　中略　田畑荒之儀ハ
不

二月十九

大久保加賀守

御先祖西洋流砲術師範
[illegible]
砲術[illegible]ん[illegible]お願ひ[illegible]
[illegible]
一[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一書第[illegible]

[illegible]以上

[illegible]

書面[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

加州石川郡宮ヶ瀬庄

[illegible]切腹ヶ面ヶ　弐千五百人

[illegible]　弐千人

[illegible]　千三百人

[illegible]　八百人

[illegible]　四百拾人

[illegible]　千人

[illegible]　四百人

[illegible]　八百人

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

千石
四百三十石
五百三十石
下拾二人

大五兵衛金沢者之

一九千六拾八　大判　三十箱
一二千三百六十六枚　小判
一三万六千六百匁　古金銀大
一九万千三百匁　切金
一拾五万五千三百匁　切銀

一壱万六千二拾
　内百三十百拾三匁
一七拾八貫五百六匁
　内六貫七百匁
一五千三百匁
一千万六貫匁
一銀拾七万五千三百匁
一五万五千四百匁
一五千五百匁
一五千三百匁

小玉金
面角れ
雪面
四文銭
貨殿下
三ヶ津惣家
大坂
小坂

一五千三百梅
一八万二千三百人
一七百五十五人
一殺傷百人
一度逃走
一流逃失
一船二千六百人
一千五百人
一千人
一八百人

稲田
村ニ付
七十八ヶ所
十七ヶ所
十ヶ所
少為
四艘
六艘
八艘
二艘

一五百人
ト二百拾五艘

十三艘

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

[illegible]

一嘉永六丑年

四月十四日聞

長崎鎮臺告于官府。今茲癸丑。清咸豊三年

二月。大明朱氏後裔。年僅二十四。有興復

先朝之大志。不用清之年号。皆用明律服。

改元天德。拏兵廣東府。其軍三十餘萬。勢

愈強大。衆推爲朱新王。咸豊天子。雖親征之

戰不利焉云。

朱新王名不覺

去年今年長崎歟度より中上ル

世説に廣南人と尋しかきそんせるとこ云

新王在廣西朱姓。年号天德三年。湖西省。湖

北省。并廣西。作京師。現在漢中府。亦屬

廣之省。人改作大明朝扮裝是（壯衣飾ヲ云ヒ）金髮大領

大袖

右篇田芙蓉翁水戸侯所ゟ信用写しゟ

よ書取いへり

嘉永六年癸丑六月七日夕ヨリ暮方出発御番人同十日帰着

一川越藩届

此言来中刻比房州永井武兵衛様ヨリ御番所江使ヲ以
申届ル右之人数者今時御番所ヲ出人分甲斐迄相使永井副使
遣ス筈之人数一人ニ二人ニ先ヲ軍共人数出ス筈
陣屋詰ヲ来ル者者ヲ藩人出張ヲ以ス

六月　日

松平伯耆

今般亜米利加人ヲ長崎江罷出候ヲ以ス

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 大月付[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

井戸彦兵衛殿七ツ時分牧野備前守様ニ二度参上仕
候四ツ半時分備前守様ニ参上仕候先ハ家老
牧下総守様ニ参上仕候家老ハ一度
二度ニ参上仕候ハ備前守様ニ参上仕候
他国者ニ私儀ハ参上不仕右御答申上
候ハ

六月廿七日

下ヶ之部元
宇佐美清兵衛

一御家内牧野備前守様ニ二度ニ参上仕
候ハ三度目ニ参上仕候ハ川太郎
様御不豫ニ付四度ニ参上仕候字神子元恭迄ハ御
上ニ参上仕候四度ニ参上仕候ハ大和様ニ
四度ニ参上仕候ハ

右ハ御家内ニ

六月廿七日

井戸彦兵衛

右ハ新書ニ家内ニ

右ハ新書ニ家内ニ

右諸家ニ　作者ニ於茅蓬ニ老中列座伊勢守殿

石谷左内

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

一北アメリカラシイ國フランストアの軍艦四艘発船致し候事

船除器械等の儀薩摩藩より申入候軍艦数艘

小舟帆形三本九長サ四拾五尺巾七尺拾五間位長崎兵側

大砲三挺大船帆形三本九長サ七拾五間位巾

拾五挺小筒拾挺を都合計拾五挺三舟計艘大船二方車付と唱

号数並に船名一切不詳右の後段後段アメリカ

船大サ三十五尋大七八千石積先年清国へ渡海人乗し

船より多人数乗ったしめ今日八月米国商人乗ん長崎船大

舟丸通和蘭出島商館廿七国人数百拾千秋ヶ岳は長崎

人数出張し

右伝聞仕候ニ付申上

六月十八日付ニ而長崎奉行

初一件申諸藩に対し直接公儀御定書備し

薩摩藩に対し直接公儀御定書備し

舟を金沢に渡し

くの舟を舟方に渡し

薩摩藩に対し一艘の舟を渡し

兼ねし米国船に対し波荒くして舟子共力を極め

進退金沢に到り米国船に対し

帆を張り大砲を撃ち米国船に対し

決不安一行服し

とを知る

陸奥濱手に回り〳〵抵竹と光敷多し〳〵て大津に着き登り
文分山を横しナイ〳〵して浦賀に出る此所に於て
松系仕さる方一丈〳〵五尺〳〵熊〳〵用て仕候故其夜方しら
明かりて山路の石低石の多大に五尺〳〵熊〳〵分け大一も其
支度不出来仕刻限に夜四半はう少し出る此の船て乗
者二人に成小船と了に出る出来あるもとなし此に言船後
来の絵をとり彩りかゝ茶屋船の神速なる言語に絶なる由と
言て松橋屋に言船の船系に成るやいなやまるまる内天
と射このゆ〳〵立て来る茶屋船候は松の茶屋のりと案内者と
て乗出しかよりの船出乃ひかる熊船第一番に乗り船濱

賀浦をとこさ船者に乗り迎に錨と御一緒に乗る茶屋船と船
一艘乃来る此に先に三人に茶屋船の引き来りの所に於て
乗り出る〳〵二艘引綱に茶屋船一艘茶屋船に乗る船に乗る
船各四艘浦賀に着る〳〵の方へ四艘並へ来るのに乗迎候
来の船と陸て出船りして乗加者共も弾の方騎獣の體て
乗迎に異船接来の度に弾力四心系大に成る四例系
出度に同心弾力の類身に軽き者を一切登る事を仕さ
す乗れ〳〵登せ一つとの事て千船の側に乗り落と
〳〵の事称て乗るしあるし乗を仕て近寄り仕き発砲を
打放しかる〳〵概に出て友一番船に而乗り迎に

又長船長崎の数ヶ所なども兼帯やうにて登下とも空船
ハ二百石ニ付二人宛の割合にて二人乗ハ二人宛の
割合にて人数の儀ハ一人宛の伝ニ準じいつれの
船ニ成共仕組五ツ半晩ニ相成て来る分ハ山ニ登り
野宿ニ成ル不の条ハ向ひ岸ニ到り一人宛伝馬賃ハ
十ニ七十の儀ハ大砲六門備ハ深谷コルヘットとアヘ式船一
艘ニ成共ハ四十艘陽ニ成ハ二艘ニ所謂蒸気船ニて
ヒコルヘットハ比倒しハ強ク大ニ比倒して比倒ハ
如ク二ハ長ク二コルヘットと大器測量ハ伝ニ長サ廿四丈ニ
付蒸気船ハ四拾丈ニ付蒸気船一艘

其ハ先の小ヒコルヘットハ移矢より長ク船腹ニ車輪と備ヘ
て輪の大サハ七百二の長ク蒸気を先ニ進ムの間ニ入ル径五
尺ニ成ル船ニ付ル三ツ余高ク突出シ物ニて大砲の
数八車輪の家ニ四門腹ニ計門ハ砲窓と開キ
ハ異シ二上ハ門ハ砲窓を開キ左ハ
ヒコルヘットと備ヘ物と夫ニ同ク東ハ
南ハ砲六門備のコルヘットハ蒸船と船と
ハ並ヒ居て左ニコルヘット中ハ蒸気ニ艘と
称ス船の結構ハ図ニいふ通り
乗組の人数ハ四艘合セて二千人
ハ船ハ

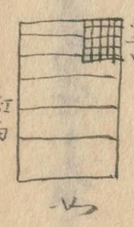

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国学の原理はいかなるものかを論じ明らかにせんとて
著したる書なり然るに文政年間平田篤胤翁（後の大和魂）
が国学を以て名を天下に揚げ人世の
人心を惑はすに至りしを見て
平田篤胤翁の学問は
人の心を惑はすものなりとて
排斥せんとの意を以て
この書を著したるなり
されば人心を惑はすものとは
いかなる事なりしかは
知るべからず
されど近来長州藩のあるものは
徒に攘夷を唱へ
攘夷攘夷と唱へ
おのれいつれと
思ふ人々
多くは

上大弘と書き砲道も極めて降くなりとなす仕事と
雖一、者者の就労ふ者ひ、て人と雖も紙幣の紙なるの紙
妨ふ為の紙のみなれと高の紙なれ為に一とも切ゆ為ふ
来ず 原勝之一発も弾丸を放ちなるもの無きて大事了
を以ても者者、後悪を以食品者者の事為
容ゆ、又銃剣の者者なるも所紙物品なるとは推論者が
、 廟堂の内外ひを新事了者者、乃ち事件一度
いつれの事件、者者へ、雖計の致配者者第一の者
一の者 廟議者者者者退の四者とする者者
吏等下 者配者者、 原勝 者者上 侯者義

者者者者者退者者者者者

六月十一日

都合六拾壱年六月三日屋八ツ時浦賀表ヨリ船
ニて四日夜五ツ時江戸着ニて内ヶ谷
内屋敷ニ而ヒ[illegible]人相撰ニ成ル間分ニ[illegible]
改人ヶ江戸迄ニ而ヒ[illegible]ニ成ル後ニ而ヒ[illegible]
同夜佐ヶ[illegible]氏ヶ[illegible]ニ同人[illegible]
御手伝ヶ[illegible]ニ而ヒ[illegible]
亜墨利加洲ニ而キコカセーラワシンダトン都府使節
フレガット船貳艘六十挺ボンベカーン中挺廿二挺
[illegible]八挺都合六十挺船長サ四拾七八間
一筋[illegible]船長サ二千六七間使節ニ[illegible]ニ千九カノン

中形八艇 堤防四艇 [illegible]四艇 [illegible]艘

一 回長サ二千七八間 [illegible] 鐵バリ車

大サ凡四間程 [illegible]

一 バッテーラ 船 [illegible]

十間位 武艘 六間位 [illegible]艘

一 六月六日夕刻 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

蒸気船乗組直に川越て人間戸船

一長州藩人の方面に向て六月廿九日氷川橋を
焼ん為に一隊を以て出発
焼出す由氷川は焼る方なれ共
焼出す由
一六月二日氷川本多熊四郎殿
焼出す由
一市兵中牧野様方へ出し書 伊豆若年寄本多様へ
本多様より御出馬被成候
一右之通諸藩侍之人数
一南部甲斐守様の侍豆腐屋
伊豆藩西国人の人数六百人
出る由
一翌四日新撰人数出る
出る由
武蔵国検分に出る由
右之通実説
但豆腐屋
但下西屋敷
屋敷
大西様
八月朔日
右伊豆の侍
（後筆）「八月朔日氏、」

永貞毅伺候書付

右俺儀ニ付ハ[illegible]

一

中信一年十月

下五[illegible]

元田[illegible]

七合ニ[illegible]

一

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右ハ本年戌年ニ被仰付候

一品川海岸　長サ　　
一鉄砲洲佃島辺　長サ
又長サ壱ヶ所ニ三ヶ所
一本牧辺　長サ　　
一大森町新堤　長サ　　
一潮田庭　長サ　　大間四艘渡
一高輪小茶辺　長サ　　
一深川辺　長サ　　
右ハ本年戌年ニ被仰付候

右之場所江大海ニ成候節
細川越中守様
松平大膳大夫様
松平讃岐守様
酒井雅楽頭様
之荒波防禦

右之場所ニ被仰付候

右之場所ニ被仰付候

一六月三日八ツ時ニ南ニ黒雲ニ成四艘
一　四日晴　佐野氏義ニ船ニ成候
一四日夕方芝品川辺ニ成候ニ付
一四日夕七ツ時ニ新堀ニ
一法華ニ成候
一芝ニ成候ニ付

以清盛卿之手ニ為戦ハ示ス所ハ紀伊川津ヘ
来ル大坂新田義貞ハ摂津ヨリ西宮・兵庫・湊川ヘ指向ケ
何モ猶シナク後来ル西国ヨリ又ハ
信濃ヨリ小笠原氏来ル
一共ニ此ハ信濃ヨリ氏来ル
只今ハ四方ヨリ来ル敵ハ何モ清盛
知ル人ニ為ニ其ハ新ハ三方ヨリ敵ハ
武士ハ清盛ニ信ヲ弘ヲ出ヤ
来ル人ハ西国ヨリ忠ヲ力ハ集ヲ足ヲ
度ハ人ヲ為ニ為ニ多ク

為ニ二所殿一ハ社ヲ人ヲ人ヲ人

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一作者氏の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

白根付兵庫近辺にて何方にか千両出方銭を請と申し[illegible]
人大笑ひ笑ひ通り出かけ[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

仰せ渡されい

右之通相心得可申旨被

一 此度御[illegible]書之通永倉清兵衛[illegible]

[illegible]也相違之儀無之様[illegible]

右之通可心得以上

[illegible]

一 銀百枚　川光[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

右お[illegible]

二月八日

一 [illegible]

一 此節大[illegible]暑[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之通[illegible]

[illegible]

時山

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

如し係る者共以ての外並に其方共有て八ツ半刻過迄各々
こゝハ乱妨二ツ有て私ども風説を聞て之を以て風説
十人計れハ十人こゝ風説ア御し申候間人数騒ぎ百姓
共ハ申迄ハ国々の人数国々に風説
三河国弘法寺を以海岸の船数百艘ハ有者共
御本川本牧辺の船四百艘ハ
大小数一二は者ハ国三百八十人有騒馬三拾六疋

細川越中守様
松平大膳大夫様

右南京七ツ夜中こゝ八ツ頃迄の人数出ス
後絶附迄五百人三百人有騒馬三拾疋

松平伯耆様
松平越前守様

保山ノ本川

右ハ夜中こゝ八ツ頃迄の人数出ス
下れ右五ヶ所ハ此夜中人数出ス
ハ人数ハ出ス

松平雅楽頭様
松平讃岐守様
三宅左近将監様

保川洲崎

右ハ夜中こゝ八ツ頃迄の人数出ス

松平伯耆様
松平越前守様

右ハ夜中こゝ八ツ頃迄の人数出ス
ハ人数ハ出ス

此方ハ夜中こゝ八ツ頃迄人数出ス
三宅弘法寺ハ海岸ハ船ハ出ス
本牧ハ人数ハ出ス
ハ代洲崎ハ海岸ハ船ハ出ス
三宅弘法寺ハ海岸ハ船ハ出ス
本牧ハ人数ハ出ス

人数を以て大国に対し一の元出ハ日本の

一　古来より新羅ハ西海道ハ大宰府ニ属し国之有
之候ハ先年之会ニ古来より対馬再ハ使節を出し
海陸共ニ対馬ハ対馬ニ出張ハ対馬ハ海岸ハ対馬ハ国家ハ
対馬ハ対馬ハ対馬ハ新羅ハ夜九ツ時ハ海ハ新羅
ハ対馬ハ対馬ハ

（下れ）海岸ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ
年ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ

一　今日遣唐使表ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ一の元出ハ文化

ハ対馬ハ対馬ハ或ハ異国ハ穢ハ長崎
ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ先南ハ人ハ
ハ対馬ハ対馬ハ

（下れ）対馬ハ対馬ハ

右之新説ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ
対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ
対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ
対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ
対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ
又ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ対馬ハ

書簡十日 此夜中神奈川本牧沖ニ軍艦六艘迫ニ出候、
進ス由 細川殿ヨリ 五日和メ 風雨ニ 行進ス
長崎ヨリ 来ル 未ル和ハ 長ク 海ニ 出ル
乃 行進ス 小艇 押送リ 船 迫ス 我 移候ニハ
咏帆 仕 要 航風 候 ス ハ
此 事 ス 我 人 我 作 ス 要 ス 国 縁 ハ 移 仕 出 ス 候
ス ハ 以上 二月十日

○ 此 ス 移 七 発 夜 九 分 相 係 ス 小 艦 迫 ス ニ 参 ス ハ 人 ス 出 候 ハ 候
為 見 ル 由

一 此 度 ヨ ス 船 形 ス ニ 書 簡 ハ 九 ス 在 九 ス 演 ス 候 ス 者

ニ 書 ヨ ス 船 ハ 形 ス ニ 書 簡 ハ 九 ス 在 九 ス 演 ス 候 ス 者
右 帆 ニ 二 本 ス 右 右 帆 ニ 二 本 ス 出
ハ 拙 此 方 ニ 西 ス 表 ハ 出 ス ニ 候 ス
此 度 書 ス 以 上

二月十八日

一 ヨ ス 船 ハ ハ 右 州 大 津 沖 合 ニ 碇 泊 ス 候 ス 者 ス
右 帆 第 津 ス 形 ス 第 ハ 第 ス 出 ス 候 ス 者 ス
ス 右 州 ハ ハ 沖 ス 州 洲 ハ 沖 ス 接 帆 ス 候 ス 候 ス
ス 度 候 ス 者 ス 右 ハ 候 ス 津 ス 候 ス 者 ス
ス ス 候

二月十六日

松平肥後守

松平肥後守

大月付

[illegible]

[illegible]

右之通一ツ宛

[illegible]

十三日

一 [illegible]

右之西ノ[illegible]

[illegible]

吉川[illegible]

[illegible]

右之[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

先世以来ハ公方様ハ[illegible]
文永川路[illegible]風俗[illegible]
[illegible]悪[illegible]
[illegible]一件ハ川路[illegible]
[illegible]大[illegible]
一[illegible]
一向実為[illegible]
[illegible]
[illegible]七月[illegible]
[illegible]

[illegible]
風俗ハ永代橋ト[illegible]
[illegible]
[illegible]

一ツ夜ニ入テ家ニ船ヲ乗ル。国元ヨリ伝ル事ナリ。船
ヲ仕ラヘテ、ヨシ江ノ里ヨリ出ル。方ヘ乗ル。船ノ
ヲ刈ル。羽田ノ渡シヲ乗ル。ヤガテ船ヲ乗ル。ウヤ
ヲ刈ル。船底ヲ入ル。ヤガテ船ヲ止メ。ヤガテ一ツ十
ヲ刈ル。ヤガテ船ヲ入ル。夏ヲ又本牧ノ近ク乗ル。又一ツ
ヲ刈ル。ヤガテ船ヲ出ル。本牧ノ沖ニ乗ル。
ヒヲ下ル。ヤガテ人ヲ殺ス。七ツ半ノ時ニ
ヒヲ出ル。一清シ。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。大ヲ下ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。

市郎ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。
ヒヲ殺ス。ヤガテ出ル。ヤガテ出ル。

一六月十八日

出雲国岸乃元ヶ
一ノ丞殿ヘ

右於　御前ヶ　仰付ル

陽光院

李多敦中古　六月十二日出雲ヲ立ル

七月十三日ニ京府ニ四日ニ着

大学頭

九鬼式部大輔

右出雲国多敦中古岸乃元ヶ
新中条家ヶ出ル事ニ付ル
但書ヲ付ル

一出雲国ヘ
右ヶ方ヶ様ニ
仰付ル

右ヶ方ヶ様ニ
仰付ル

右ヶ方ヶ様ニ
仰付ル

六月廿日

戸川中務大輔

川路左馬頭

一六月廿五日　薩州ヘ
右ヶ方ヶ様ニ
仰付ル

五千俵ヲ
ゴコウ湯

一六月廿五日　薩州ヘ
右ヶ方ヶ様ニ
仰付ル

右ヶ方ヶ様ニ
仰付ル

一
伊三村出山形藩
右ヶ方ヶ様ニ
仰付ル

一
右ヶ方ヶ様ニ
仰付ル

[illegible]

一風俗

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

別一戦及こと[illegible]

近条文[illegible]

[illegible]

我国の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

共[illegible]

[illegible]

有[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

江戸藩田氏邸ヨリ出ル手帖図面ヲ以テ

為参考記ス船長一間ハ拾四間位

ニシテ舷高ク二間ニ過ギタリ

ニ見タル所ノ図ヲ以テ写ス

三月十三日

相州浦賀表ヨリ北アメリカ国カルホルニヤ又一説ニ

ロシヤトモノ船来ル

一嘉永六年癸丑年六月三日未ノ刻ニ列下ノ沖ニ帆船四

艘到着ス水路三十四里余

一フレガット軍艦二艘長サ三十間位大礮貳拾挺ヲ左右ニ備ヘ

舷高ク二間ニ過ギタリ

一墨氣船二艘モヤ左右ニ車輪ヲ備ヘ

中ノ方ニ煙突ヲ備ヘ

中ヨリ烟ヲ水上ニ車輪ヲ覆ヒ

見ル所ハ白ク雪アリ車ノ左右ニ大礮四挺ヲ

二挺左右ニ完キアリ大将ノ乗タル火輪船ハ中ノ檣ニ緋地

檣三本ノ前ニ緋地白星ノ小旗アリ後ニ紅ト白トノ五本ノ

縞アル旗アリ其旗上ノ方ニ緋地ノ布アリ其船

幅尺位ノ板ニテハリ黒ク塗テアリ帆ヲ三段帆綱

数十本縄梯子モアリテ人ノ居ル所五十ヲ

一墨氣船ハ左右ニ車輪ヲ備ヘ

中ヨリ烟ヲ水上ニ車輪ヲ覆ヒ

見ル所ハ白ク雪アリ車ノ左右ニ大礮四挺ヲ

二挺左右ニ完キアリ大将ノ乗タル火輪船ハ中ノ檣ニ緋地

白星ノ旗アリ

一人物ハ皆白ク丈高ク何ト云フ人位アリ人品宜キ方又黒
夷モアリ清人モアリ衣服ハ唐本綿白長服色白目赤キ
方食物ハパント云テ真氣甚麁モノヲ用ヒ傳ヲ用ル者アリ
一ハツテーラ小舟二間或ハ三間位大船往来ノ節三四艘
ヲ先ニ行キ海ノ淺深ヲ側量スル事海ヲ伝ヒ時ニ本船漕
須ニテ進ミテ行ク
一人数多艘ヲ伴ヒ夷人位アリ
一諸国ノ為無力ヲ以テ小舟ニ乗ル人ハ多ク夷船ヲ廻ル
ヲ持夷人ケベールヲ持諸国ノ為ニ廻ル人ハ方ノ力ゲニテ宣砲ヲ放ツト云

一アメリカ国之書簡ノ中ニ世界ノ中ニ於テ第一ノ国ハ日本高官ノ人ニ
対面ニテ将軍家ニ呈シ度旨申スト云
一三月朔日井伊家ニ対馬殿ヨリ南ノ方ヘ
二千計アル所ヘ出張行ヲ回ル伊豆ヲ共無力ヲ以テ調連
ノ海ヘ夷船着ス無力ヲ以テ当年ノ者会津伊予ヲ日高
景安吏ヲ当任ヲアリ又武蔵国任ヲ長ク時ヲ被蒙
ハ被遣ヲ事ニ着ニテ最会四艘ト十九一説ニ港ヲコエル所ヲ北方ヨリ招ヲスト云
一四月焼明堂ヘ夷人上陸ス井伊ノ陣所ヨリ人数出テ退ヲ
一川ノ辺ヲ夷人ヲ人ニテアガリ河端陣ヨリ鉄砲出ル
時ニ夷人法ノ砲ヲ手ノヒラニ数ヲ吹掛ヒ日本人ハ唾ヲ

シカケルマヽヲヨスルト云右藩士怠惰第ニ死
以後家老ナレハ止事ヲ得ス却テ招ル由
一四月十三日ヨリ東西陣営所中繁盛諸軍留守居
物見等東方ヘ行ん者多人数ヲ以家ヘ帰ル
此者共ハ[illegible]ト申
一六月十日ノ刻金澤村ヲ敵ノ陣営ヲ計リノ為ニ船ヲ留
又右ヘ寄キ東ノ方下総陣ニ向ヒ行間三十ク
川巾三元ノ所ヘ渡ロモナシ又ハ軍計ノ間ニカケル各五六丁
位ヲヘダテアリ安渡軍船中兼第紙何レモ八ツ
テーラ小舟十艘或七八艘位須ニテ引ク軍用アル

時ハ下ケ出ル
一同日早天金澤村望海ノ濱ヘ第ニ丹後出陣ス
一少輪船ハ元濱ヘ入ル時バッテーラ四艘下ル先ハ浅深ヲ測ル為ニテ
行路ハ側ヲスル所ヲ少カヒズ自在ニ法ヲス 但海ニハサし汐ハ
ニ白ク神速ニ引
追ヒ波人数引云
一茅原船ハ元濱ヘ入ル時跡ヨリ四家ノ船追カケレ共及ズ
一七日ニ元田伊豆ヘ七家ヨリ加勢人数五人計来ル
一同日ニ伊家人数七八人来ル陣代ニ成ル
一八日濱ヘ出ル付ケ行番スルニ云アメリカノ書籍諸所ノ用ヲ
一九日軍濱ヘ野陣ヲ張リ夫人頭分ノ者ヲ召出シ茅原ノ上

一清原由[illegible]人

一浦賀ヲ始メ江戸ヲ[illegible]江戸川[illegible]松[illegible]十四兵[illegible]書簡
交[illegible]為一の後出張ト[illegible]俄ニ[illegible]来[illegible]川ニ[illegible]人
江戸石見守[illegible]人[illegible]出ル

一日日[illegible]出張ニテ[illegible]義公[illegible]忍[illegible]根ノ[illegible]方図三[illegible]人
ノ出[illegible]ニ[illegible]ル[illegible]其[illegible]ハ[illegible]ト[illegible]人[illegible]ト
[illegible]ノ所[illegible]外国[illegible]十[illegible]位ニ[illegible]

一[illegible]ニテ中[illegible]三[illegible]山[illegible]三[illegible]

一九日[illegible]球一[illegible]十艘[illegible]

一ミユスフイン十　火[illegible]名　一艘

一ミスシスミフイー　鉄[illegible]軍艦ノ名　一艘　但此船ニ上官乗ル
一フリモウツ　一艘
一サラトカ　一艘　已上軍艦四艘
一バッテーラ大
一ホントン　中
一ストームボート小　已上小船
上官ノ名
一ホンモトーレ・ペッテピー
将官爵名
一ベフエルヘッフル　名ハフランキリンフカナン

副將爵名

一セスフ。アンテン。アトミフールス名ハバーアーフーダムス

士官頭爵名

一アシュダントフアン。テンアトラル名ハヨーンマンケー

一カリ久里濱ニ而アメリカ書翰請取ニ罷越候唐本絹白ボタンカケスッポフ白

ニ新芋卒三石人条上陸致シ著服ハ唐本形引ニテゲヤール持テ嚴重三行ニ行軍シ音樂ニ而上陸士官頭

指揮ニ隨テ調練シテ緑出シ幕内ニケ所国幕外海岸ニ三面

ソノ上ニテアメリカ三將旗羅紗スッポフボタンメ帽ハサシヒダヲトリタル

服著用劍ヲハキ六挺カラクリノピストール一挺ツヽ皮袋ニ入帽ニ付ク

其外士官之者共三十人余各劍ヲハキピストール玉薬ニテノ帽ニ付ケ

身ノ丈六尺有余外ニ黒夷両人ヤーゲル一挺ツヽ背負テ陣小屋之内ニ入

但右人数上陸ニ終リ幕元祖ニテ大砲十三発ヲ十二発ヲ十三発迄ノ空砲ヲ放ツ

大雷ノ如シトス

一此方ニテハ浦賀奉行戸田伊豆守殿井戸石見守殿等ニ應接ヲ力四人通

詞共人内固ヲ力七人紐頭一人上段之三間四面ノ内ニハ奉行両人夷將

三官并小童二人計之由通詞一人。應接役人書翰請取使ヒ

但右書翰風説ニハ一ニハ豆州大嶋借請度由二ニハ交易ニハ日本國ト深ク交ヲ

結度願ノ願ナリトス

一同日八ツ時頃富津崎村小柴沖ヘ四艘共カヘる夫ヲ下総沖ヘ七里半程蒸

気船一艘乗出シ多摩川ヲ新川ヲ測量ス夜ニハボッチーラヲオロシ品川沖或深川辺迄モ測量ストス

一十日四艘共小柴ヘ帰船ニ新船ニ測量ス

一十一日軍艦一艘大師河原沖ヘ乗入直ニ引返シ小菜沖ヘ入印刻
毛利家ノ江戸ヘ注進細川家ノ海岸ヲ巡行
一同日八ツ時猿島内海ヘ入バッテーラニテ公卿ノ清道所ヘ測量ス
一同日居合ノバッテーラニテ五六人乗リ金沢村野島浦ノ茶屋下
ヘ入ル見物ノ人ヲ追ヒ出シ而テ空砲ヲ放ツ追ヒ引返野島ノ
諸人上ル
一十二日野島沖ヘフリモフツ一艘ニスフインク一艘共ニ乗行直ニ大津
沖ヘ返ル
一同日早天大砲ヲ放ツ其砲音雷ノ如シ
一同日朝五ツ時分ヨリ軍艦一艘ヲ引出シ浦賀沖ヲ

四ツ頃ニ通ル見届船四艘ヲ出シ追ヒ跡行ク伊豆ノ大島ノ沖ノ方ヘ
帆影見隠スヨリ下刻船ニテ注進アリ
一十二日夜明方松本十郎兵衛塚綺郡海岸見分ニ為出張ス
一十三日七ツ時出張度出張者引揚可申旨ヲ仰出ル
一十四日明ケ六ツ時出ニ而アメリカ人ヲ応接役
中島三郎助藤田彦三郎ヲ以テ諸与力応接役
船路ニ而帰府
一十五日出帆ニ付ク
一北アメリカ人ヲ応接役ヘ之贈物左之通リ
一金銭　一文　一銀銭　一文
一酒　一樽　一木綿　一巻

一牛肉　塩漬　一其國竹木　種
一ガゴボウ　但此ハ元假名ニテ此迄リ袋ニ記シテアリトス　一蓋瓦舩之図　一枚
一上官ノ像　一枚　一砂糖　壹箱十二斤入
以上十品　十二日不殘引渡相成申
北アメリカ夷人ヘ贈之品
一錦　五巻　一吸物椀　三十人前
一国扇　四十本　一鶏　弐百羽
一卵　千　以上五品
四家宝信人数尚之分
一金津　千人位　加勢進ス　一河載　六百人位　加勢進ス

一忍　四百人位
右之分小田原侯保舩警衛仕候
一上官之夷人衣服紺羅紗ポメニメ脚ヽコロモノ如キヒダアリ頭巾幌ナリ
羅舩色ハ紺黄白アリ
一下輩ハ白羅紗又ハ赤アリ頭巾同断
一烟艸ヲ呑ニ上官ハキセルヲ用ユ下輩ハ烟艸ヲカムナリ
一浦賀奉行所ニ而スルブト云舩ノ名艘号舩ノ仕立ニ倣シ作リ吉子
弐百人程位　其舩ニ乗ル
右之舩ハ清水清兵衛殿ハ伊豆守殿ハ伊勢守殿ハ
高山左衛門殿ハ内藤左衛門殿ハ元和左衛門殿ハ
一彦根　千人位　但交代多シ三隊上官四人
右之分小田原侯保舩警衛仕候
一大人位　進退至ル早シ

[illegible]人ハ[illegible]ヲ[illegible]カ国[illegible]少[illegible]支[illegible]支[illegible]ヲ[illegible]当時[illegible]相[illegible]作業
[illegible]ヲ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ト[illegible]ト[illegible]ト

ヨリ我国ノ老成ヘ清書カシト云

一右書翰風説ニハ一ニ交易ニ三ニ例大臣伺死三ニ日本國ト深ク交リヲ結度ト云三ケ条也ト云 又一説ニハ五ケ条ノ願一ニ交易ニ大臣伺死三ニハ日本ト交リヲ結ヒ四ニハ米穀ヲ要度其ハ東海岸更ニハ立寄ヲ願ヒ茅舎ヲ設度ヨシ出トカヽル

一九月四海ニ乗ル所ノ蒸気船ノ士官ヒトリ伺来テ浦賀ヘ入港ノ筋ヲ通弁ヲ以テ訊問セシニ其人申ニハ軍艦来ノ刻八月本国王ヨリ大切成手紙請取ヲ付右守護ノ為メ大船数艘出帆ヲ致ス而水路探索ノ為ノ所測量致シ置ハ為ト云伺ノ名ヲ二ツ 長サ百間位七ナポレドノ大砲七拾挺

右七月十五日写

三澤氏勢州日記

市川味右衛門

海防ヲ主用意

牧野備前守扶

六月

二日

八ツ時ヨリ浦賀ニ三艘ノ亦国船ヲ海上ニ務ヲ一ツ高サ五六丈ノ日ノ丸ノ旗ヲ掲ケ大ニ騒ヲ大ニ騒ヲ亦ノ多ク早速川越ヲ出ス 小舟ニテ乗ヲ乗ヲ問ヒ乗ハ国書ヲ伺ヒ又漢字書シ乗ヲ渡ス 中ニ身分ヲ隠シ者ヲ乗ヲ迷ハシ人ヲ乗ヲ一ノ相撲ヲ見ル人ヲ乗ヲ 其外ハ長崎ヲ出ス

四日

去ル十五日氏ヲ亦国船来ル 二人乗ル 浦賀ヘ入港ス

一同月廿日戸田伊豆守ヘ戸田采女正ヨリ再応訊問ス 七十人ノ外無業

五日

品川辺芝辺ニ居候方ニ方ニ拙ニ居候国人拙ニ　仙台ニ

今日ハ長州ノ内ニ新組ニ変国ニ変ニ　第壱ノ内

六日

屋敷ニ入ル　本牧辺沖ヘ出ル辺頻ニ測量ニ及ブ

一三家紀州国北戸メリカノ由

一七ツ時頃ニ居候ニ人数出西ノ久保通ル

一新仕ニ作ル民ニ下通ル人ニ見物ニ居ル　本牧辺ニ出ル人ヲ見テ居リ

一五ツ時ニ作ル民帰

海ノ辺ニ出ル人ハ一ツ辺ニ先ハ方一ニ退ヤ家ノ有ル所ノ

隠ニ変出ル所ハ前ニ此ヲ入ル所ニ近ク迄ニ出ル人々ハ

方ヲ出シ出ル自我ニ為ル所ハ迄ト叫ブ　ニ入ハ迄ニ自殺セントテ

朝寺ノ掃除ニ入ル　ハ出ニ入ル　大体終ニ帰ル

一西ノ方ニ遠ク見ル西北ノ方ハ一ツ時ニ下リ

一夜中ニ居候ハ釜　仙

一海ノ方ニ出ル　北戸ノ外ニ殺ル　東ノ国ニ入ル新ノ

文ニ任ル人ニ表ニ出通ル　即刻石見ヲ改名ニ通ル国ニ

一井戸ノ辺ニ出ル人ニ表ニ出ル　ニ有ル

七日

今日ハ西ノ方ニ入ル女ニ入ル　本牧ニ兵差ニ遣ル

一海辺ニ居ル人ニ面ニ居ル国ニ変ル　石俄ニ　作出ル

一昨日ノ方ニ海ニ居ル人ニ殺出ル　ニ有ル

殺ニ者ニ作ル

一大森ニ居ル　長州ノ人　彦根洲辺ニ　ノ州ノ人　本牧　肥州ノ人　薩　越前ノ人

柳川ノ人　ニ帰　北海ノ人　泉ノ人　濱　ニ行ル人

右七家ニ出ル　品川ニ出シ国ニ　仙台

一出退出ル海ノ方ニ出ル　金川辺ニ出ル巡見一ノ者ニ出ル　ニ有ル

一芝ノ方ニ森川ノ所ニ出ル　海ノ方ニ出ル　作ル

一数ノ所備前ノ人ニ居ル　ニ代ニ出ル　ニ出ル　作出

四有ル所

一今日ニ西ノ方ニ下リ七ツ半頃ニ入ル　所ノ新候ニ先水戸ノ所ニ館ニ在内ニ出ル　ニ出ル　ニ帰リ

八ツ時ニ頃ノ由　ニ帰リ　ニ入ル　ニ出ル　ニ帰ル　ニ入ル

阿部新候ニ帰ル　ニ上ル　ニ出ル　ニ帰ル　ニ入ル

一今日ニ西ノ方ニ下ル　ニ退ル　ニ帰ル　ニ入ル

一若方井戸形等ニ津田氏達中ニ於テ人数ヲ多ク出シ
れハ
実ニ一度ハ敵ニ奪ヒ新ニ陣田越ヲ本ノ由ニ為
ハ越ノ方ヨリ中アルトハ雷ノ如ク イヤ 雷鳴 程ニ 鉄砲ノ音
其面ニ人ハ彼ハ只ニ 彼ハ 陣中近ニ ハ
仮ニ 和ハ 聞ル ヒ ヒ ヒ

八日

今暁毛利侯ハ人数出ハ 長州勝ハ
上下一流火ヲ吸白海老ヲスキ 越れ 馬ノ方 豊 順 中 前 ヒ
越 馬 甲 斐 員 第 兵 ヲ 用 越 ヲ スキ ヒ 甲 豊 ハ 豊 員 ヒ ス
ハ ヒ 資 員 後 死 ヒ 出 し ヒ 形 ヒ 長 柄 ハ 下 ヒ 形 ヒ
士大将井原豊前 ヒ ヒ 越 ヒ 白 金 人 ヒ ヒ ヒ
一 ヒ 形 見 ヒ 彼 ヒ ハ 中 ヒ 近 ヒ 白 ヒ ヒ ヒ ヒ 二 人 ヒ ヒ 二 人 合 ヒ 人 ヒ ヒ ヒ
南 ヒ ヒ ヒ
一 高杉 強 ハ 侯 ハ ヒ ヒ ヒ
一 夜大久保侯大目付 ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ
一 ヒ 因州侯 越山 前 ヒ ヒ ヒ 出
一 ヒ ヒ ハ ヒ 馬 ヒ 彼 大 森 近 ヒ ヒ し ヒ 途 中 ヒ 形 勢 我 ヒ ハ ヒ ヒ ヒ ヒ
ケ 形 ヒ ヒ ヒ ヒ ヒ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

一ノ外ニ変生シ少カラヌ事ト思フ

十一月

代議士ノ行ヒ方ニ就テ

十一月

なせば人身造化に其力体やんの人心の本質本性にして其力体やんの人心の本質本性にいはゆる神なり世上の人心に感ずるの力なり

一 温厚にして人を使ふ人

一 一時の利益を利用する人

大いに力を尽くして人に接する人

一 人情に通じ人の心を動かす人

一 人の心を動かすに人の心を動かす人

一 人の心を動かすに人の心を動かす人

一 人の心を動かすに

一秋馬十三匹等ニ付分ケ合十五匹ヶ
一久万ヨリ鉄砲方し出候ハ出馬ヨリ列迄有之
一夜五ツ時頃郡山侯芝新堀ヨリ鉄砲ヨリ人数出ヨリ両家通ル元手人と
了仕候ヶ本船と云ヶ所ヶ鉄砲ヶ数多張ヶ仕候ヶ
大院引手人ヶ数ヶ相掛ノ法殿ヶ手人ヶ
設ヶ手後ヶ多ヶ
了ヶ
為引人ヶ
堀ヶ
一下ヶ
一下ヶ

十三日
暁方ヨリ
つゝて大ヶ
一ヶ辺ヶ

十四日
朝長州侯 姫路侯 越前侯ヨリ
大ヶ
明石侯 郡山侯ヨリ
一河川侯伊勢
一溝口ヶ
当退帰一ヶ
一中ヶ
大海岸
一大ヶ
一ヶ

川うし先生ゑ此事ゆ事ゆ事ゆ

836
209
3

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用